**令和６年度　第1回高崎市障害者支援協議会権利擁護部会 会議録**

**（要旨）**

**日　時　令和6年10月10日　14：00～15：05**

**場　所　高崎市保健所保健センター３階　第4会議室**

**１　出席者**

（１）　委員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **役職** | **団体名** | **氏名** |
| 会長 | 高崎健康福祉大学 | 根岸　洋人 |
|  | 高崎市民生委員児童委員協議会 | 原田　清正 |
|  | 群馬県西部児童相談所 | 金子　章子 |
|  | 高崎市社会福祉協議会 | 冨所　秀仁 |
|  | 群馬県社会福祉士会 | 白石　茂 |

（２）事務局

|  |  |
| --- | --- |
| 高崎市福祉部障害福祉課 | 横澤課長、飯野補佐、小田澤、情野 |

**２　議題**

（１）議題１　（定例会課題報告シート２について）

(２）議題２　（定例会課題報告シート４について）

**３　配布資料**

・定例会課題報告シート２

・定例会課題報告シート４

**４　議事内容**

（１）議題１　定例会課題報告シート２について

精神保健福祉手帳を持っている発達障害の方で、両親が他界し、親族に相談なく、相続放棄をしてしまった事例。地域課題として、相続の問題以外でも詐欺や交通事故など法的な問題を安心して相談できる場が必要である。

この事例について、定例会では、相談の延長で成年後見制度の説明をしてもらえると障害者にとっては良いと思うという意見や、全国トラブルシューターネットワークが地域に広がってきており、初動体制が整うとよいという意見がでている。

（委員）このケースについては、過去に相談の窓口につながった経過はあると考えられるが、コミュニケーションに困難さがある人と見受けられ、この人が安心してコミュニケーションがとれる人が必要である。

（委員）第一報をだれが担当するのか、相談支援専門員の関わり方が大切だと考える。全国でトラブルシューターネットワークがあると書いてあるが、高崎市でも弁護士、司法書士、社会福祉士の三士会で連携を図っている。ネットワークの周知をしていく必要がある。

（委員）本人が自分の真意をちゃんと伝えられる人が必要。

（委員）娘と母と住んでいて、母が倒れていても娘は食事をしていて、近所の人が救急車を呼んだ事例があった。娘は母の年金で生活していたため、母がいなくなることを拒んでいた。誰に相談するかが大切である。法律のことなどは専門でないと、我々にはわからないことがある。困っている人が相談できる環境を整えることが大切である。

（会長）窓口につながった時点で親なき後の問題ついても見通せていたら少し違うと思われる。保護者や家族への周知、勉強会の実施なども必要である。障害者が施設やグループホームに入らない、家があって地域で生活する障害者がいる中で、しくみが整っていない。総合支援法では自立生活援助がそこに該当するが、高崎市では自立生活援助が動いていないと聞いている。キーパーソンのいない障害者が地域で生活するしくみについて見直す必要がある。日中活動でもつながりを持たない人についてどのようなアプローチをしていくか、考える必要がある。

（会長）親なき後について、キーパーソンがいないというところに問題がある。関係性をつくることができるキーパーソンをはっきりさせておくことが大切。

（委員）当て職としてキーパーソンとなったとしても相性が合う合わないがある。当人が安心して気持ちを伝えられる人が必要である。当て職としてキーパーソンになった人と相性が合わない場合には、キーパーソンが中心となり、当人が安心して伝えられる人もチームに加えてチームとして対応していくことが大切である。

（事務局）親なき後の問題について、事前にキーパーソンをつくっておくことについては、相談支援専門員の関わりが多いと思われるため、障害福祉課が基幹として関わりながら親なき後について準備をしておく形がよい。高崎市としてはSOSセンターが勉強会なり事前の周知をしていき、福祉機能の拡充をしていけるとよい。自立生活援助については、親なき後により一人になった人を対象としたサービスであり、サービスの活用を含めて、全体会には提言していきたい。

（２）議題２　定例会課題報告シート４について

施設入所中の障害者　父親がお金を管理している。父親も生活困窮しているため、お小遣いが少なく消耗品が購入できず、施設の不要となったものを利用することもある事例。

この事例について、定例会では、入院中の患者でも保護者がお金を搾取するケースがあるが介入がしずらい問題であるという意見や、成人の経済的虐待は認知度が低く周知が必要ではないかという意見が出ている。

（委員）大人の施設に限らず児童の施設でも起きることである。家族となると、お金の線引きが独特なものである。お金の権利についての意識は、あいまいであり、周知は必要である。

（委員）こういった経済的虐待の場合、市が介入して、分離をして、本人の年金は本人のために使うという形をとる。ただ親も困窮しているのであれば、親の生活の安定に向けてどうしたらよいかを行政が介入して検討することも必要である。分離で終わりではなく、家族として戻れるように支援してもらいたい。

（委員）お金の所有について家族間であいまいになっている状況。当人の年金は当人にわたるように施設等で管理してもらうとか、社会福祉協議会での日常生活自立支援事業などを活用するなどして、父の年金とは別で考えるべきである。その上で、父に必要な支援があれば検討する必要がある。

（委員）本人の希望はお小遣いを増やしてほしいということが書かれているが、こういったことは虐待にあたるのか、よくわからない。高齢者社会の中で、高齢者の相談が増えている。高齢者が金庫を持ってきて、嫁さんが金庫を開かなくしてしまったと言ってきた。当人にどうしたいか、どうしたらいいと思うか、嫁にも考えを聞いて、妥協点を出してこうしていこうと促している。お小遣い程度のことを虐待騒ぎにせず、話し合いでどうにかしていくことはできないか。

（会長）虐待と判断されてもしかたないケースだと思う。年金に対する意識の問題であり、家族が管理してしまうことであいまいになる。障害年金の使い方について周知が必要である。経済的虐待には介入するのが難しいとは思うが、家族として生活が成り立つようなしくみを様々な部署で複合的なチームで介入することが大切である。

（委員）基本は話合いながら、線引きしていけるとよいのではないか。社会的には周知は必要である。

（委員）全国トラブルシューターネットワークとは、どこが主催でおこなっているのか。動く際の権限行使がないと動けない。そういうしくみがあるとネットワークも機能しやすいのではないか。

（事務局）都市部では進んでいるようだが、群馬はまだすすんでいない。自治体が主催の場合もあれば、弁護士が主催としている地域もあるようだ。連携しやすくなるようなしくみについて、もう少し研究をしていきたい。